

# 生徒会会則

## 第1章 名称及び目的

第1条 本会は愛知県立春日井西高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校の教育目標に即し、本校教育活動の一環として、学校生活の充実、向上、改善に努め民主的な行動、自律的な態度を養い、よい校風を自立することをもって目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦、学校生活の充実改善、及び福祉の向上を図る活動。
- (2) 学校行事への協力に関する活動。
- (3) HRにおける生徒の活動の連絡、調整に関する活動。

## 第2章 会員

第4条 本会の会員は本校先生とする。

第5条 会員は本会の目的を自覚し、その達成のため努力しなければならない。

## 第3章 役員

第6条 本会には会長1名、副会長1名、書記2名、会計2名の役員をおく。

第7条 役員は生徒会選挙規定により、会員立候補者の中より、全会員により選出される。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を遂行し、生徒会を招集するなど、本会の活動の中心となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
- (3) 書記は本会の活動に関する記録をし、重要書類の管理の保管に当る。
- (4) 会計は本会の会計を司る。

## 第4章 専門部

第9条 本会には次の専門部を設ける。

生活部、文化行事部、体育行事部、その他臨時に設ける専門部。

第10条 専門部長はそれぞれ生活委員会、文化委員会、体育委員会の承認を得て会長が委嘱する。臨時に設ける専門部の部長は生徒会議会において議員が互選する。

第 11 条 生徒会議員はいずれかの専門部に所属する。

第 12 条 専門部長の任務は次の通りとする。

- (1) 各専門部会の活動の中心となる。
- (2) 当該委員会に出席し、HR活動との連携を図る。

## 第 5 章 本部

第 13 条 本部は役員 6 名、及び専門部長 3 名計 9 名で構成する。原則として週 1 回本部役員会を開く。

第 14 条 本部は生徒会議会に対し、議案を提出する。

第 15 条 本部は生徒会議会の議決事項の執行、及び本会の活動に関する事項の企画、立案を行う。

## 第 6 章 生徒会議会

第 16 条 生徒会議会（以下議会と略称）は生徒会活動の議決機関で、各HRより 2 名選出された議員によって構成する。

第 17 条 議会は議員の互選により議長、副議長、各 1 名を選出する。

第 18 条 議長は議会を代表し、その議事運営にあたる。

第 19 条 副議長は議長を補佐し、議長不在の時はその代行をする。

第 20 条 定例議会は原則として隔週 1 回開く。会長が必要と認めた場合または、総議員の 1/4 以上の連署をもって会長に請求があった場合には臨時議会を開くことができる。

第 21 条 議会は総議員の 2/3 以上の出席がなければ議会を開き議決することができない。

第 22 条 議会における議決は出席議員の過半数の賛成によって成立する。賛否同数の時は議長が決する。

第 23 条 議員は議案を議会に提出することができる。その場合、議員 3 名以上の支持者を必要とする。

第 24 条 議会は公開を原則とし、会員は傍聴することができる。

## 第 7 章 会計

第 25 条 本会の経費は会費及び、その他の収入をもってあてる。

第 26 条 予算及び決算は議会の審議、承認を必要とする。

第 27 条 会計監査は議員の中より議会在が指名した監査委員 2 名により行い、その結果を議会在に報告する。また会長は全会員に報告しなければならない。

## 第 8 章 会期及び任期

第 28 条 会期及び任期は 1 年 2 期に分けて、前期は 4 月より 9 月、後期は 10 月より 3 月までとする。なお、任期終了後は、次期本部役員が成立するまで業務を行うものとする。

## 第 9 章 生徒会総会

第 29 条 生徒会総会は原則として会長が必要と認め、議会的承認を得た場合、開くことができる。

第 30 条 総会は会員の 4/5 以上の出席がなければ開くことができない。

第 31 条 総会是本会的活動に関する計画、事業及び予算、決算の報告、承認を行う。

第 32 条 総会的審議事項は出席者の 2/3 以上の賛成によって成立する。

## 第 10 章 最終決定権

第 33 条 本会的活動はすべて顧問の指導のもとに行い、本会的活動に関するすべての事項については学校長の承認を得て発効する。

## 第 11 章 改正

第 34 条 本会則の改正には議会在において総議員の 2/3 以上の賛成により発案され、全会員の 2/3 以上の賛成を必要とし、学校長の承認を得て成立する。

## 付則

第 35 条 本会則に定めるほかは別の細則を設ける。

第 36 条 本会則は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。